

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
1	条例全体	国法を超える条例の制定に 反対	条例制定に反対 (6件)	健康増進法が改正され(以下「改正健康増進法」という。以下に同じ。)、 「望まない受動喫煙をなくす」との考え方が示されました。また、本市が平成30年5月に実施しました受動喫煙及び路上喫煙に関する市民アンケート(以下「市民アンケート」という。以下に同じ。)結果では、受動喫煙による健康への悪影響を認識している人が85.6%、多数の人が利用する公共的な空間の受動喫煙対策に賛成する人が92.5%などとなっております。 これらのことから、本市では、健康づくり都市宣言(昭和61年)に定める「市民一人ひとりが健康であること」について、たばこの煙がもたらす健康への悪影響と、受動喫煙の防止の重要性を改めて認識するとともに、大阪府でも受動喫煙防止条例の制定が検討されるなか、社会情勢として、市民の皆さまの健康づくりに寄与し、受動喫煙の健康被害をなくす、受動喫煙防止対策を推進していくことは、市の責務として重要であると考えております。 また、平成27年に「四條畷市子ども基本条例」において、子どもが健やかに育つ環境を保障することを市の責務として掲げており、自らの力で受動喫煙を避けることが難しい、子どもに対し、特に、受動喫煙の被害から守る環境を構築することが子育てしやすいまちづくりの施策の一つと考えております。 この条例は、文化や嗜好、経済活動としての喫煙行為そのものを否定するものではなく、非喫煙者やその時に喫煙していない喫煙者の方々も含めた住民等全体を受動喫煙による健康被害から守るために、喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。 本市の条例が健康増進法を超える部分が行き過ぎであるというご意見については、同法の趣旨及び目的に基づき、本市の状況を踏まえて条例の制定をめざすものであり、許容されるものと認識しております。 国、大阪府、市で基準が異なることについて、来訪される他市の方々から混乱するということについては、誰もがわかりやすい表示や啓発等を工夫することにより、混乱をきたさないように努力してまいります。また、本条例案では、市民アンケート結果に基づき、道路、公園及び公共的施設の公共的空間に関して、喫煙のルールを定めるものであり、特に道路及び公園については、健康増進法の喫煙ルールとは異なり、補完した関係性であると認識しております。重ねて、誰もがわかりやすい表示や啓発等を工夫することにより、混乱をきたさないように努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	条例全体	健康増進法を超える条例の制定に 反対 国と地方の条例が異なり、かつ罰則を設けるとなると市民だけでなく他市からの来訪者も混乱する。 国の法律を確実に実行するべきであり、法律より厳しい条例の制定は行き過ぎである。市民アンケートの回答率は約40%であり、この条例が市民の総意とはいえない。健康増進法が制定されたのに、更に独自条例が必要かどうかこそ、市民の意見を聞くべきである。		
6	条例全体	健康増進法を超える受動喫煙防止条例を設けることに 反対 国の改正健康増進法、府が検討中の受動喫煙防止条例、市の条例それぞれの内容に相違があると、トリプルスタンダードとなり市民や市の来訪者が混乱し、実効性がなくなる。せめて府の条例案を確認してから検討するべき。		
18	条例全体	健康増進法を超える受動喫煙防止条例を設けることに 反対 改正健康増進法が成立し、施行予定の中で同様の条例を設けることは混乱を招く。 意見: ①たばこは国が認めた嗜好品で、厚生労働省がたばこを悪者に仕立て上げている。喫煙率は減っているのに肺がんでの死亡率は上昇している等矛盾があり、たばこを吸ったことが健康にどのような影響を与えたかの検証はなく、受診時に喫煙の有無を聞き、喫煙者と健康被害の割合を算出しているのみである。喫煙者が減ったのに医療費が減ったとはなっていない。 ②たばこは、国の財源として国が販売を奨励し、許可制・定価制とし、各都道府県・市町村がその財源を任されている。また、たばこ税は販売したたばこ店がある地区に納められており、インターネットでは、平成29年度の四條畷市の一般予算約215億円のうち、約3億円がたばこ税である。 ③昨今のたばこ増税やたばこ規制により、たばこ離れがすすみ喫煙人口の減少から販売店は生計が維持できず廃業していくものが散見される。		
21	条例全体	健康増進法を超える受動喫煙防止条例を設けることに 反対		
23	条例全体	国法と異なる部分が多々あり、場所によりルールや規制が異なるのは分かりにくく 反対		
7	条例全体	たばこは合法的な嗜好品であり、社会に定着した文化でもある。種々の規制や報道によりたばこの売上げは減少しており、市の独自条例は町のたばこ販売店には死活問題である。四條畷市には平成29年度において3.4億円を超えるたばこ税が納入されており、財政面でも一定の貢献をしている。受動喫煙対策の推進に異存はないが、科学的・客観的な視点及び国政・府政の状況も踏まえて検討すべきという意見。	条例への意見 (3件)	
9	条例全体	非喫煙者の権利のみが重視されればたばこ業界が衰退し、貴重な税収も減少するため、喫煙者の権利も守りたいという意見		

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
22	条例全体	喫煙者に対し「禁煙外来治療費助成事業」、飲食店の全面禁煙化にあたり助成制度、施設の全面禁煙のための施設改装の費用助成制度などを条例・規則もしくは施策として推進することが受動喫煙対策として有効であるという意見		
24	条例全体	理念に賛同し、賛成 「市民の健康づくりに寄与し、受動喫煙の健康被害をなくす、子育てしやすいまちづくり」の理念は素晴らしく、大阪府内初の条例制定を進めていくよう期待する。	条例への賛成 (2件)	
25	条例全体	理念に賛同し、賛成 望まない受動喫煙により誰かが健康被害を被ることがないよう、条例違反を厳に取り締まり、罰則を厳格に実施するべきである。 喫煙者が人前で喫煙しなくとも、呼吸や頭髪等に付着したタバコ成分を三次喫煙することで、喘息や肺がん、循環器疾患、化学物質過敏症等の患者は重篤な健康被害を生ずる恐れがあり、究極には喫煙者をなくすことが必要である。このため、敷地内の禁煙化や条例違反の取締りとあわせて、喫煙者を無くしていく教育や啓発に取り組んでいく必要がある。「障がい者差別解消法」にのっとり、喘息や化学物質過敏症の患者が、受動喫煙という社会的障壁により、日常生活や社会生活に制限を受けることのないように必要かつ合理的な配慮をするという観点からも受動喫煙防止の施策を推進することを要望する。		
24	第1条	保護される対象に「弱煙者」を加えるべきという意見 (第3条の9、第4条、第10条の3、第11条の3、第17条の3、第18条、第18条の3についても同様)		
25	第1条	保護される対象に「喘息患者」や「化学物質過敏症患者」を加えるべきという意見		
4	第1条・第2条	健康増進法を超える受動喫煙防止条例を設けることに反対 国においては健康増進法が改正され、大阪府でも受動喫煙防止条例が検討されており、市において更なる条例の制定は市民及び他市からの来訪者に混乱を生じる恐れがある。独自条例を定めるやむをえない事情がある場合、国と異なる施設区分や罰則等を設けるべきではなく、意識啓発を中心とした理念条例とすべきである。	条項への反対 (2件)	本市の条例が健康増進法を超える部分が行き過ぎであるというご意見については、同法の趣旨及び目的に基づき、本市の状況を踏まえて条例の制定をめざすものであり、許容されるものと認識しております。 国、大阪府、市で基準が異なることについて、来訪される他市の方々が混乱するというご意見については、誰もがわかりやすい表示や啓発等を工夫することにより、混乱をきたさないように努力してまいります。また、本条例案では、市民アンケート結果に基づき、道路、公園及び公共施設の公共的空間に関して、喫煙のルールを定めるものであり、特に道路及び公園については、改正健康増進法の喫煙ルールとは異なり、補完した関係性であると認識しております。
7	第1条・第2条	健康増進法を超える受動喫煙防止条例を設けることに反対 健康増進法が改正され、大阪府でも受動喫煙防止対策の推進を検討中である中、受動喫煙防止効果や経済的な影響も不明確であり、まずは健康増進法の適切な運用を優先すべきである。住民や事業者の混乱を避けるためにも、市町村で独自条例を制定すべきではない。		
22	第3条第14号	公園だけでなく、遊泳場、屋外スポーツ施設、遊園内も条例に盛り込むことを望む意見	条項への意見	本条例では、公共的空間について喫煙の規制を行うものであり、非喫煙者・喫煙者がともに快適に施設を利用することができるよう、市民等から寄せられた意見を踏まえ、検討してまいります。

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
18	第3条	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 反対 健康増進法では、加熱式たばこは紙巻たばこと分けて考えられている。	条項への反対 (4件)	加熱式たばこは、紙巻たばこのような火傷の危険も、目に見える形での副流煙もありますが、世界保健機関(WHO)は、平成28年に喫煙者から呼出されるエアロゾルに含まれる有害物質の濃度が通常空気より上回っているからには、周囲の者の健康を脅かす可能性があると考えることが合理的であると示されました。また、一般社団法人日本呼吸器学会は、平成29年に加熱式たばこについて喫煙者にとっても、受動喫煙させられる人にとっても、推奨できないと見解を示されました。 一方、厚生労働省が示した見解では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康被害を予測することは現時点では困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされました。 本市では、加熱式たばこ利用者から呼出されるエアロゾルには有害物質が含まれるとのWHOの見解等を踏まえて、受動喫煙による健康被害の可能性があると認識のもと、本条例の喫煙の定義に含むものとします。
19	第3条	路上喫煙の定義に加熱式たばこを含むことに 反対 「火の危険」のない加熱式たばこまで禁止する必要はない。		
7	第3条第1号・第2号	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 反対 加熱式たばこから発生する水蒸気は紙巻たばこと比較して大幅に化学物質が低減されており、厚生労働省でも健康影響については明確に出来ていないため、紙巻たばこ同等に扱うべきではない。		
4	第3条第1号・第2号	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 反対 厚生労働省の評価でも加熱式たばこの受動喫煙による健康影響について現時点では予測困難としており、健康増進法でも紙巻たばこは措置が異なっているため。		
22	第3条	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 賛成	条項への賛成 (3件)	
24	第3条第2号	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 賛成 喫煙者の呼気に有害物質が含まれるため。		
25	第3条第2号	喫煙の定義に、加熱式たばこを含むことに 賛成 過熱式たばこでも、受動喫煙のみならず、三次喫煙でも健康被害を生じる喘息患者や化学物質過敏症患者が存在するため。		
24	第3条第12号	特定屋外喫煙施設の設置条件について、厳格な基準を設けて運用するべきとの意見	条項への意見 (2件)	特定屋外喫煙場所の設置にあたっては、今後、国から示される厚生労働省令が定める喫煙場所の仕様に応じた基準、設置場所については、周辺状況に応じて設置の可否を検討してまいります。
25	第3条第12号	特定屋外喫煙施設の設置条件についての意見 喫煙所の数は最小限にとどめ、誰もが通行する場所からは少なくとも30M距離を離すよう要望。		
24	第3条第13号	路上喫煙の定義に「乗用車を運転中に窓を開放して喫煙すること」も追加するべきという意見 「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民と共に推進する条例」第2条(4)参照	条項への意見 (2件)	窓を開放した中での車内での喫煙については、基本的には本条例の対象外ですが、いただいたご意見を踏まえて引き続き検討してまいります。
25	第3条第13号	路上喫煙の定義に「乗用車を運転中に窓を開放して喫煙すること」も追加するべきという意見 走行中や駐停車中の車の窓から出されるたばこの煙による受動喫煙に多くの人が健康被害を受けている。八尾市の条例は車の喫煙は窓を閉めない路上喫煙となり、同様にすべきである。		
24	第3条第16号	公共屋外喫煙施設の設置条件について、厳格な基準を設けて運用するべきとの意見	条項への意見	公共屋外喫煙場所の設置にあたっては、前述の特定屋外喫煙場所と同様に、今後、国から示される厚生労働省令が定める基準に基づき、検討してまいります。

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
13	第4条第2項	受動喫煙対策については、国法との関連、市民や事業者への影響を考慮した上で、市民等や事業者の自主的な取り組みを尊重し推進するべきという意見	条項への意見	本条例の目的である市民の健康づくりに寄与し、受動喫煙の被害をなくす、子育てしやすいまちづくりをめざすため、受動喫煙の防止に関して市などの責務を明確にし、関係者間で連携しながら推進していくとともに、市民アンケート結果に基づき、一定の喫煙のルールは必要との認識により条例の制定が必要と認識しております。
19	第6条	「胎内の胎児」が重複表現であるという意見	条項への意見	「胎児」の表現が適切ですので、修正いたします。
22	第6条	「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」と同様の努力義務を、家庭や施設、乗用車についても条例に盛り込むことを望む意見	条項への意見	本条例が受動喫煙の防止対象者が市民、特に子どもに着眼していただいたご意見を踏まえて引き続き検討してまいります。
7	第9条	施設内の禁煙・分煙は施設の運営規則で定めることができると考え、条例で規制することに 反対	条項への反対	本条例では、喫煙を規制する施設を公共的施設に限定しております。その公共的施設を次のとおり分類しています。 ①第1種施設とは、主に多数の子ども又は妊婦が利用する施設とし、保育園、学校園などが該当 ②第2種施設とは、第1種施設以外の公共的施設とし、市民総合センターなどが該当
6	第9条	第1種施設は健康増進法において指定喫煙場所を「置ける」定義であると指摘する意見	条項への意見 (5件)	健康増進法では、施設の区分が異なりますので、「第1種施設」を「禁煙施設」に、「第2種施設」を「分煙施設」に改めます。 禁煙施設(第1種施設)については、改正健康増進法において、屋外に喫煙場所を置くことができると定められておりますが、本市においては、子どもが利用する公共的施設(学校園など)については、引き続き敷地内全面禁煙を継続するものです。 分煙施設の敷地内全面禁煙にすべきのご意見については、本条例が路上喫煙を規制するなかで、利用する方が多世代にわたる施設については、受動喫煙の健康被害をなくす等の観点により、建物内ではなく、屋外に喫煙場所を設置し、分煙するものです。 本条例は、喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。
13	第9条	第1種施設は健康増進法において指定喫煙場所を「置ける」定義であると指摘する意見		
14	第9条	第1種施設は健康増進法において指定喫煙場所を「置ける」定義であると指摘する意見		
22	第9条	第2種施設について、敷地内全面禁煙を推奨する文言とし、対象をもっと限定するべきという意見。		
25	第9条	第2種施設について、敷地内全面禁煙とするべきという意見		
18	第9条、第10条	第9条で特定施設は敷地内全面禁煙といいながら、第10条において第2種施設が施設管理者について「特定屋外喫煙場所を設けることができる」とすることは、制度が矛盾しているという意見	条項への意見	本条例では、路上喫煙を規制するなかで、利用する方が多世代にわたる施設については、受動喫煙の健康被害をなくす等の観点により、建物内ではなく、屋外に必要なに応じて喫煙場所を設置し、分煙する考えによるものです。喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
22	第10条	対象施設については、設置を経過措置として毎年設置の可否を見直すべき。 特定屋外喫煙場所の設備について、周辺に危害を加えないように規則で厳しく要件を定めるべきという意見。	条項への意見	市民等のご意見も踏まえながら施行規則の中で検討してまいります。 特定屋外喫煙場所の設置にあたっては、今後、国から示される厚生労働省令が定める基準に基づき、検討してまいります。また、設置場所については、周辺の状況に応じて設置の可否を検討してまいります。
22	第11条第3項	この項は削除するべきであるという意見 業務上であつても子供と妊婦は受動喫煙から守られるべきである	条項への意見 (2件)	公共的施設であることから、受動喫煙の健康への悪影響を施設管理者が認識しているものの、子どもに対しては、配慮義務が必要との認識しておりますが、一方で妊婦については、当該喫煙場所に立ち入らない等の対応ができることから、本項を削除するとともに、子どもへの配慮義務のみを規定することに本条の内容を改めます。
24	第11条第3項	この項を削除するべき 業務上であつても子供と妊婦(および弱煙者)は受動喫煙から守られるべきであるという意見		
22	第15条	受動喫煙防止措置が、特定施設並みに実効性のある取り組みになるのか懸念する意見 従業員及び利用客全てが受動喫煙の危害から守られる為の条例が望ましいため、条例施行後の見直しに期待する。	条項への意見	市の責務として規定するとおり、市の制度を総合的に運用し、市民への積極的な情報提供・啓発、事業者との積極的な連携を進めるなかで、市民の健康づくりに寄与し、受動喫煙の健康被害をなくす、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。 条例施行後の見直しについては、市民の意識や受動喫煙の防止に関する状況を踏まえて検討してまいります。

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
23	第3章(第16条～第19条)	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 副流煙より排ガスの規制の方がはるかに緊急かつ有効である。	条項への反対 (14件)	<p>受動喫煙の健康被害をなくすことが条例の目的の一つであり、公共的空間で受動喫煙にさらされることを規制することで、健康被害を未然に防止するものと考えています。また、屋内、屋外に関わらず、受動喫煙にさらされる場合は、健康被害になると考えています。</p> <p>受動喫煙は、あらゆる人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ子どもの健康への影響が大きいことから、これらの者をいかに「望まない受動喫煙」から保護するかが、改正健康増進法において意図されているところ です。</p> <p>本市では、前述の同法の意図を踏まえ、「健康づくり都市宣言」の趣旨及び「四條畷市子ども基本条例」で掲げている『子どもが健やかに育つ環境づくり』の観点からも、本条例を制定することにより、受動喫煙の防止をいっそう推し進めていく考えです。</p> <p>については、路上喫煙に関しても、原則は一律禁止とする厳しい規定を設け、一部例外として「公共屋外喫煙場所」の設置及び当該場所での喫煙に限って可能とすることで、受動喫煙の防止をより担保していきたいと考えています。</p> <p>本条例は、喫煙行為そのものを否定するものではなく、住民等全体を受動喫煙による健康被害から守るために、喫煙を規制し、市民アンケート結果で示されたように、受動喫煙で不快な思いを持たれている事実を踏まえて、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。</p> <p>罰則規定についても、実効性の担保のため、過料を徴収することが目的ではなく、条例の目的やその内容について、市民に理解が得られるよう周知を徹底していくことで、喫煙者のマナーが向上していき、条例の目的である受動喫煙による健康被害がなくなるものと認識しています。</p> <p>なお、公共屋外喫煙場所の設置については、今後、国から示される厚生労働省令が定める基準に基づき、検討してまいります。</p> <p>道路における自動車の排気ガス等に関しては、「大気汚染防止法」や大阪府の条例において規制されています。</p>
1	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 市内の道路を全て禁煙にするならば、駐車スペース付の公共喫煙施設を複数設けるべき		
2	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 人通りの多さに関わらず全ての道路に規制することには問題がある 路上では、車の排気ガスや粉塵などの大気汚染対策を優先するべき		
3	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 市の道路を一律で罰則付き禁煙とするのは行き過ぎである。先行他市では駅前など人通りの多い路上のみを区域指定し、罰則付き、指導員配置、パーテーションで仕切った喫煙場所を設置し、その他のエリアは原則禁煙、罰則なしの努力義務としている。		
4	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 道路上と屋内とではたばこ煙の希釈や拡散の状況が大きく異なり、市内全域に適切な喫煙場所を設け、維持管理することは困難である。一方で人ごみでの秩序のない喫煙は火傷等の恐れもあり危険であることから、道路・公園等に関しては路上喫煙防止条例として受動喫煙防止とは分離してルール化すべきである。		
5	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 副流煙が主流煙より健康被害が大きいとする前提について、屋外には当てはまらなないと考える。		
6	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 人通りの多さに関わらず全ての道路に規制することには問題がある 路上では、車の排気ガス対策を優先するべき。公園は広いので禁煙にする理由が分からない。		
8	第16条	路上喫煙より大気汚染対策を優先するべきであるとして 反対		
10	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 市内全域を禁煙とするのはやり過ぎで、エリアを決めて規制をすれば良い。公共屋外喫煙場所を設置するにもコスト面や場所の確保を考えると市内全域は現実的ではない。		
12	第16条	同一条例で路上喫煙を規制することに 反対 受動喫煙は屋内の問題、路上喫煙はマナーや美観の問題であり、混同するべきではない。		
16	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 商店街・駅前の人通りの多いところは理解できるが、人通りの少ない道路、広い公園まで規制することは理解し難い。道路では自動車の排気ガスや粉塵も多く、たばこの煙だけを有害とすることに疑問を感じる。喫煙者・非喫煙者が共存できる分煙対策をのぞむ。		
17	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 受動喫煙の防止措置について屋内と屋外は分けて考えるべき。 公園等は全面禁煙とせず、子供達が遊ぶ場所から離れた場所に公共喫煙場所を設けるべき。		

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
19	第16条	屋外での受動喫煙による確実な健康影響へのデータはなく、 反対 他の自治体では、路上喫煙禁止の目的は「吸殻のポイ捨て防止」と「たばこの火が危険」であるためである。		
21	第16条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 副流煙が主流煙より健康被害が大きいとする前提について、大気に希釈され他人が吸い込むのは微量であり健康被害は少ない。副流煙を出さない加熱式たばこまで規制する必要はない。 人通りの多い場所は理解できるが人通りの少ない場所まで禁煙にする必要はなく、規制は人通りの多いところのみにするべきである。		
11	第16条	路上喫煙を禁止する場合、確実に公共喫煙場所を設けるべきという意見 喫煙できる場所が少ないと、喫煙者が集中し別の問題が起こる。喫煙者・非喫煙者が共存できる環境を作るのが行政の責務である。	条項への意見	
7	第16条・第17条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域とすることに 反対 屋内と屋外では環境が大きく異なるため、人が密集する地域でなければ受動喫煙は発生しない。車の排気ガスや粉塵、工場等からの排出ガスの化学物質を除外し、たばこの煙のみ規制することは不公平である。人が密集するエリアにおいては、受動喫煙よりも火の危険やポイ捨てのほうの問題である。 屋内の受動喫煙とは別立てで、路上喫煙禁止に関するルールを策定すべきである。	条項への反対	道路における自動車の排気ガス等に関しては、「大気汚染防止法」や大阪府の条例において規制されています。また、たばこのポイ捨てについては、「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」で規制しています。 公共屋外喫煙場所の設置にあたっては、今後、国から示される厚生労働省令が定める基準に基づき、検討してまいります。 なお、本条例は、喫煙を規制し、市民アンケート結果で示されたように、受動喫煙で不快な思いを持たれている事実を踏まえて、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。
18	第16条・第17条	第9条で路上全面禁煙といいながら、第10条で道路管理者が「公共屋外喫煙場所を設置できる」とすることは、制度が矛盾しているという意見	条項への意見	
19	第17条	市内の全ての路上を喫煙禁止区域として私権を制限するならば、市内全域に公喫煙場所を設置するのは市の「義務」とするべきであるという意見	条項への意見	
22	第17条	公共屋外喫煙場所については、設置を経過措置として、毎年設置の可否を見直すべき。公共屋外喫煙場所の設備について、周辺に危害を加えないように規則で厳しく要件を定めるべきという意見。	条項への意見 (2件)	

No.	意見を付する条項	意見の要旨	意見の性質	市としての考え方
22	第18条第3項	この項を削除すべきという意見 業務上であっても子供と妊婦は受動喫煙から守られるべきである	条項への意見 (2件)	公共屋外喫煙場所が市が管理する施設であることから、第3項を削除します。
24	第18条第3項	この項を削除すべき 業務上であっても子供と妊婦(および弱煙者)は受動喫煙から守られるべきであるという意見		
7	第22条	公平な罰則の適用は不可能と考えられるため、罰則適用に 反対 罰則を公平・公正に運用するためには膨大な労力とコストを費やすことになり、罰則は設けるべきではない。	条項への反対 (3件)	実効性を担保するため、罰則規定を設けておりますが、過料を徴収することが目的ではなく、条例の目的やその内容について、市民等に理解が得られるよう周知を徹底していくことで、喫煙者のマナーが向上していき、条例の目的に資すると考えております。 なお、罰則の適用範囲につきましては、ご意見を参考に、特に人の通行量が多い箇所について、路上喫煙重点禁止区域を設けて、その区域内での違反行為について過料を科すよう改めます。
9	第22条	罰則規定を設けることに 反対 改正健康増進法に罰則が設けられており、自治体の条例では指導に留め、国の法律の沿った形が良い。		
15	第22条	罰則の公平な運用が困難であるとして 反対 市内全域に監視員を配置することはコスト面からも非現実的。市民からの通報を考えているのであれば密告のようなやり方には賛成できない。罰則よりマナー向上に努めるべきである。		
21	第22条	市内全域で公平に罰則を適用するのは困難で、実効性に乏しいという意見。	条項への意見 (2件)	
3	第22条第3項	市内の全ての道路に指導員を配置し管理することは不可能であり、実効性がないという意見		